

2. 公共圏と親密圏

— スポーツ社会学及び社会学における公共圏論の動向 —

鬼丸 正明

0. はじめに

筆者はメディア・スポーツのグローバル化という状況からここ数年スポーツにおける公共圏の問題について考察してきた（そして公共圏形成にとってのスポーツ NPO の役割についてまで言及した）のだが、今日におけるスポーツ界の変化は、メディア・スポーツの分野に限らず、様々な分野で公共圏・公共性の問題を浮上させてきている。

例えば、読売新聞は「スポーツ新風景：第2部 地域そして NPO」（朝刊。2000.6.6-21）という連載において、地域に密着したスポーツクラブとスポーツ NPO を2000年代日本のスポーツ界に起こりつつある「構造改革」の動きとして位置づけ、リクルート RC、新潟アルビレックス、日光アイスパックスというスポーツクラブ、ジュース（女性スポーツ支援の NPO）、シックス（神戸の総合型地域スポーツクラブ＝NPO）、クラブネッツ（総合型地域スポーツクラブを支援する NPO）等のスポーツ NPO を紹介している。

今日のスポーツ界における公共圏・公共性論は、地域スポーツ論の分野で先ず起こっている。本稿ではスポーツ社会学、特に地域スポーツ論における公共圏・公共性論の動向と、社会学における公共圏・公共性論の動向を紹介・検討する。

1. 地域スポーツ論における公共圏・公共性論の最近の動向

昨年（2000年）、雑誌『体育の科学』は「地域スポーツの未来」と題する特集を組んだ（2000年3月号）。特集の冒頭論文は、海老原修「地域スポーツのこれまでとこれから：コミュニティ型スポーツの限界とアソシエーション型スポーツの可能

性」である。

海老原は日本のスポーツの歴史をスポーツの手段化の歴史と捉え、スポーツが「教育」（文部省）、「医療福利厚生」（厚生省・労働省）、「地域づくり・健全育成」（自治省・経済企画庁）、「レジャー」（通産省）のために行われているのは、スポーツの手段化が続いていることの現われだとする。現在の日本のスポーツ界の問題（学校運動部の衰退やスポーツ競技団体の補助・助成金不正請求事件など）は、このような最初に地域、企業、学校というコミュニティを前提にして考える発想（コミュニティ型スポーツ）にあるとする。今日文部省の奨める「総合型地域スポーツクラブ」構想も、従来のスポーツの手段化の流れの中のコミュニティ型スポーツの改名戦略に他ならないと断定する。

このスポーツの手段化の呪縛の歴史から脱出を図ったものとして、海老原が評価するのが、「スポーツ権」を宣言した「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・アール憲章」とユネスコ「体育・スポーツに関する国際憲章」であり、これらをもっと積極的に定義することを主張する。そしてコミュニティ型スポーツから脱出するときに必要な概念が、サミュエル・スマイルズの「セルフ・ヘルプ」＝自助の思想であり、これは近代的な個の確立を目指した福沢諭吉らにはあった思想であるとする。

今日コミュニティ型スポーツを脱出するには、スポーツの中に「受益者負担、つまり自己投資と自己責任に応分となる分立的関心をもって成立するアソシエーションこそ、まず認識すべき」であり、「自助なきエイドこそ自助を抑圧するジレンマであろうを思い知るとき、コミュニティ・スポーツからアソシエーション・スポーツへ、と転換するチャンスがいまここに在ると自覚し宣言すべきであろう。」（前掲書、184頁）と論じる。

わずか5頁の雑誌論文で、論者の理論的営為を断定してしまうのは慎まねばならないが、海老原のこの文章は理論的混乱が多く、理解に苦しむものである。地域スポーツや企業スポーツ、学校スポーツでもなく「総合型地域スポーツクラブ」でもないアソシエーション・スポーツとは何なのか、殆ど理解不能であるし、「アソシエーション」の原理を「受益者負担、つまり自己投資と自己責任」と定義することは理解を超える。またスポーツ権の位置づけも問題が多い。

今日の状況で、「自助」「受益者負担」「自己責任」を主張する海老原の議論は、その理論的混乱にもかかわらず（あるいはそれゆえにこそ？）スポーツにおける新自由主義的再編に親和的な主張だとみなすことができよう。

特集の中で公共性について主題的に論じているのが、松尾哲矢「公益法人「スポーツ振興事業団」の課題と可能性―スポーツの公共性とその生成―」である。

松尾は全国の政令指定都市のスポーツ振興事業団の状況を調べて、その現代的課題として次の2点を挙げる。

民間活力の活用の問題

収入の大半を市からの委託金や補助金に頼っており、市民の多様なニーズに対応できた事業を展開できておらず、スポーツ行政の出先機関化している。

組織の人的構成の問題

役員や職員に市職員OBが多く、固有の職員の数の確保と専門性が生かされる仕組みになっていない。

これらの問題は共通して「スポーツ振興事業団の過度の行政依存性」という問題に関わり、住民の民意を十分に反映したスポーツの公共性はいかにして保障されるべきなのかという問題に深く関わってくると論じる。

松尾は次に、公共性とその成立基盤について、ハーバーマスとデューイに依拠して論じ、「過度の行政依存性」の原因に言及した後、スポーツ振興事業団の抱える問題を乗り越える具体的方法を提

起する。

スポーツ振興事業団の役割を施設の管理運営と振興事業の2側面として捉えた場合、前者の施設の管理運営においては、民間＝市場による効率化を強化し、それに対する市民の民主的統制機能を充実させる、と同時に、民間＝市民のボランティアによる運営の市民自治化を推進する必要がある、後者の振興事業においては、市民の参加を積極的に推進し、市民参加による企画・運営・評価システムを充実させることが急務である。

以上のことから、従来の「公－私」という枠組みから「公－共－私」という枠組みへの再構築が重要となってくる（公＝行政、共＝NPOをはじめとする民間団体、私＝市場・市民）。行政主導型から民間主導型へスポーツ振興を転換させていくためには、スポーツ振興事業団がその拠点として、公私をつなぐ新たな公共性を紡ぐ場となることが重要である。そしてその手掛かりの一つとして、NPOやボランティア、あるいは自律的公共性を有するスポーツ団体や個人との連携が重要な契機となるだろう、と論じている。

福祉国家論や日本人の公私論などについては論ずべき点があるものの、公共性を保障するという観点から問題点を実証的に指摘している点で評価されよう。

このような『体育の科学』の特集に対して、スポーツ社会学の内部から反応が出てきている。菊幸一の「「公共圏」としての地域スポーツに関する一考察」である。

菊は先ず、今日の地域スポーツ行政をめぐるスポーツの公共政策（公共事業）の危機はバブル以後の財政緊縮政策によってもたらされたとする。とういうのも地域スポーツは高度産業社会を実現する経済政策の遂行の過程で、地域の生活矛盾を福祉のレベルで解決する一環として位置づけられてきたもので、1961年にスポーツ振興法が制定されたものの、そこには罰則規定はなく、一般にスポーツを奨励するものでしかなかった。ここにスポーツの公共性の論拠の希薄さと、その公共性の危機的構造が財政再建の時代とともに表面化して

くる背景があるとする。

このうえで菊は、海老原や松尾の主張を「今後の地域スポーツの将来を占う上で重要な提言（菊、2000年、2頁）」と捉えるが、いずれも地域スポーツにかかわる「公共性」概念については素朴経験的な「公」対「私」の二項対立図式を前提としており、そこには限界があるとする。

菊はハーバーマスの「公共圏」概念を検討して「受容的公共圏」と「批判的公共圏」とを対置させる。前者は政治・経済システムによって操作され展開される閉鎖的な擬似公共圏であり、後者はかつて市民的公共圏が有していた公権力に対する批判的機能を持つ公共圏である。今日の地域スポーツをこの観点から見てみると、スポーツ文化を単なる消費対象とする経済システムとそれを公的保障の受給対象とする政治システムによって、地域のスポーツクラブは受容的公共圏となっており、批判的公共圏の性格が喪失している状況と考えられる。我々は「公共圏」が私的領域の発展形態として存在していたことに注目する必要がある、その認識を伴わないかぎり、地域スポーツの公共性は、それがアソシエーションによって担保されようと国家的公共圏の下で受容的公共圏として再生産されていく危険性をもつ、と指摘する。

そして菊はハーバーマスの公論に関する議論を参照しながら、国家的公共圏の下での受容的公共圏の中で育成されてきた地域スポーツクラブが、その危機的状況を認識する時、自らを批判的公共圏として生成する第一歩となるとする。

1995年からの文部省の「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」は明らかに国家的公共性の延長上にある。「しかし、ここで示された「相互交換」や「相互交流」のコンセプトは、……より豊かなスポーツ享受に止まらない地域住民の市民的公共圏の基礎として機能する可能性を持っているのではなかろうか。」（5頁）「公共圏」としての地域スポーツは「今後より一層さまざまな情報ツール（IT）を駆使した、「自由な意見の交流から展開されていく」だろう。「スポーツの公共性」論から「スポーツによる公共圏」論の構築へとパラダイ

ム・シフトしていくことが求められている、と論じている。

これらの議論をどう評価すべきか、次で考えてみよう。

2．参加と動員

周知のように、スポーツにおける公共性論については、スポーツ権との関連で論じた関・内海の先駆的な業績がある。今日、日本の地域スポーツ論の中から、松尾や菊のように行政主導の公共性から市民主導の公共性への転換を主張するものが表れてきていることは、公共性・公共圏論の広がりを目指す立場から言えば、歓迎すべきだろう。

ただ彼らの議論や現状認識には問題のある箇所も多い。

一つは、彼らの福祉国家論を始めとする現状認識に関わるが、彼らにはグローバリゼーションに関わる認識が欠落している点である。彼らには今日のスポーツ行政の展開が、新自由主義によってもたらされたとする認識がなく、ゆえに公共圏がグローバリゼーションに対する対抗という性格を持たざるを得なくなるという洞察に欠けている。

二つ。公共性論は必然的に「権利論」すなわちスポーツ権論にかかわってくる。現在の地域スポーツの公共性論にはスポーツを権利として捉えていくという視点が欠けている。松尾や菊の議論の中に関・内海の業績に対する言及がないのは偶然ではないだろう。

三つ。それとも関連するが、彼らはスポーツ振興事業団を始めとする行政主導のスポーツクラブを住民主導に転換する可能性に楽観的である。

松尾は、スポーツ振興事業団の過度の行政依存性を指摘し、そこに公共的市民性の理念が欠落していることを論じながら、スポーツ振興事業団を「行政と市民の新たな公共性を紡ぐ場」とであると、「公共性を担保するシステムである」と評価することはやめない。

菊も先述したように、「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を市民的公共圏の基礎として

機能する可能性を持つものと評価する。何故なら、この事業構想が「スポーツを媒介とするコミュニケーションを通じて近代の閉塞的、孤立的な人間関係を解放し、外部経験としての対話を推進することに機能すると考えられるから」(ibid.)であり、その対話が「個人の差異を閉じることなく、むしろ『交流』の契機へと裏返し、社会性の新しいかたちを模索するような人びと」(鷲田清一)を育成する可能性を持つからだと述べる。

文部科学省を中心として進められている「スポーツ振興事業団」や「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」は各分野で行われている「ポスト福祉国家化」「福祉社会化」の中の一環である。先の論文(鬼丸、2000年)で論じたように、それは従来国家になっていた福祉(スポーツも含む)を市民に移行させようとする動きである。無論そこに市民の公共性を発展させる可能性は存在するものの、社会の全般における新自由主義の進展と呼応して生じてきた側面ももっている。

中野は、ボランティア活動によって「下からの公共性」を形成しようと主張する論者に対して、「ボランティアな活動というのは、...国家システムにとって、コストも安上がりで実効性も高いまことに巧妙なひとつの動員のかたちでありうるのである。

ボランティアは国家システムの側の要求でもある。そう考えてみると、この要求が今日ことさら大きな声でなされているわけもよく理解できる。

「福祉」などの機能をボランティアがより広範に果たすようになれば、...国家の機能転換すなわち「福祉国家」から「システム危機管理型国家」への転換はより容易になるはずだ。現在流行のボランティアの称揚は、もちろん進行中の「行政改革」や「教育改革」にも、そしてかの「新ガイドライン」にもきちんとリンクしていると考えなければならないのである。そうだとすれば、それだけでも、この現在の動きにそんなに簡単に乗っかっていいのかという問いは避けられない。」(中野、1999年、76頁)

中野はまた日本の大塚久雄などの市民社会論が

大戦中の戦時動員論の中から生まれたことを指摘しながら、今日の「市民社会論」の復活に注意を喚起している。我々も戦争中のイタリアの余暇組織「ドーボラヴォーロ」やナチス・ドイツの「歓喜力行団」による、「スポーツ」を通じた動員の歴史を知っている。今日の「スポーツによる公共圏」が「スポーツによる動員」の歴史の繰り返しとならないよう注意が必要であろう。

いうまでもなくわれわれは今日における「スポーツ振興事業団」や「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」などの動きを全否定するわけではない。その中で市民主導の公共圏が形成されることを松尾や菊と同じように望んでいる。しかしその行政主導から市民主導への転換が、様々な困難と直面することもまた事実である。

その転換がきわめて困難であることを指摘した研究もでてきている。

作野は、「垂水区団地スポーツ協会」や「向陽スポーツ文化クラブ」といった社会運動の性格をもったコミュニティ型クラブを「住民主導型スポーツ組織」、文部省の実施した「地域スポーツクラブ連合育成事業」を「行政主導型スポーツ組織」とわけ、これを社会運動論の立場から比較分析している(作野、2000年)。

そして双方とも、主導集団が中心となってクラブ作りを進めた点、主導者や主導集団が地域のスポーツに関わる問題や課題を明確に意識していた点において共通するものの、問題(課題)のレベル、スポーツ環境の変革主体、クラブ組織形成の意味づけ、資源の調達、そして意思決定のタイプにおいて明確に相違すると指摘する。

作野は「現在、全国的な展開をみせつつある総合型クラブ育成事業は、多くの場合(制度的には)行政主導であるが、それゆえに理念型としての「行政主導型」の磁場に引き寄せられやすいということを改めて自覚しなければならない。この制度でどれだけ「住民主導型」の理念型に接近できるかがクラブ育成の成否を分かつ分岐点となるであろう。」(前掲書、372頁)しかし「いったん行政主導で制度的・計画的に立ち上げたクラブ組織を住

民主導の組織へと転換させることは思いのほか難しいと言わざるをえない。」(ibid.)

そして行政主導型でクラブ組織の育成を考える場合、問題意識と意思決定の問題がとりわけ重要になる。「制度という枠の中でどれだけ住民の意思を反映できるか、別言すればどれだけ不確実性や曖昧さを許容できるかが普及・定着の鍵を握ることになる。」(ibid.)

作野は、不確実で曖昧な形をとって現れる住民の意思をいかに動員していくかが、住民主導型クラブ定着のポイントだと述べているのである。

同じことを水上は、とるに足らない「切なる悩みや小さな課題」の重要性という表現で論じている。彼はスポーツクラブやスポーツ NPO が発展していくためには、メンバー相互で「切なる悩みや小さな課題」を発信しあい、それを編集して共有していくことが重要であると指摘する(水上、2000 年)。

このことはクラブや NPO だけでなく、公共圏そのものの問題として重要な課題であると考ええる。

「切なる悩みや小さな課題」が話し合えるには、メンバー相互に親密な人間関係が形成されていることが必要だからである。

これは「親密圏」の問題として「公共圏」論の中でも論じられてきている。

3．公共圏と親密圏

「親密圏」とはハーバーマスが『公共性の構造転換』で用いた概念で、18 世紀中葉に市民層の中に形成された小家族の空間であり、それは愛と自由と教養を特徴として、後の文芸的公共圏を育む母胎となった空間である。

齋藤は、親密圏を家族に限らず、友人や「サロン」、あるいは生の困難を抱えてそれを打開するために形成された集団もそれに含めている。

「公共圏が人びとの<間>にある共通の問題への関心によって成立するのに対して、親密圏は具体的な他者の生/生命への配慮・関心によって形成・維持される」(齋藤、2000 年、92 頁) のである。

齋藤はこの親密圏の政治的ポテンシャルとして次の 3 点を挙げる。

新しい公共圏のほとんどは親密圏が転化する形で生まれる。

90 年代後半以降の直接デモクラシーの実践の多くは、住民の間の「対話の親密性」から発したものである。「新しい価値判断を公共空間に投げかける問題提起は、マジョリティとは異なった価値観(生命観・自然観・人間観) を維持・再形成してきた親密圏から生じることが多い。」(ibid.)

新しい価値の提起は、直ちに言説の政治という形をとるとは限らない。

公共圏は必ずしも言説の政治のレベルに一元化されない。むしろ、別様の暮らし方の提示、別様のパフォーマンスの提示、別様の作品の提示というスタイル、すなわち「ディスプレイの政治」という形をとることがある。

「親密圏は、「相対的に安全な空間」(……) として、とくにその外部で否認あるいは蔑視の視線に曝されやすい人びとにとっては、自尊あるいは名誉の感情を回復し、抵抗の力を獲得・再獲得するための拠りどころでもありうる。」(前掲書、98 頁)

この齋藤の指摘が重要なのは、われわれが「公共圏は対話と交流の空間」といっても、他者に向かって発話しうる人間、それほどの「言説の資源」を持っている人間は限られている。スポーツ界の錯綜する権力関係の中で、個人として発話しようとする、多くの困難に直面することが多い。

齋藤は、対話が成立するためには、自分が語る意見に耳が傾けられる、少なくとも自分の存在が無視されないという経験が必要であり、それを可能にするのが親密圏である。そこで得られた自尊あるいは名誉の感情こそが、否認の眼差しをはねのけて、自己主張や異論の提起を可能にするのであるとする。

ゆえに親密圏とは言説の空間であるとともに感情の空間である。親密圏を理解するにはきめの細かい「政治感情論」が必要なのだ、と説く。

阪神・淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島火山活動災害の際にデジタル・ネットワーキングを形成して、救援活動を行った干川はそのときの教訓の一つとして、「平常時から顔の見える信頼関係がないと、災害時に迅速な連携行動ができない」ことをあげており、デジタル・コミュニティにおける公共圏形成の際には、face to face のコミュニケーションの場を設定する必要があると指摘している。これも公共圏形成の際の親密圏の問題領域に言及したものと理解しうる。

菊や水上は、IT というコミュニケーションの新しい手段が公共圏成立の助けとなると主張しているが、そこに「住民の意思」が現れるためには、コミュニケーションの質、人間関係の質が問題となってくるのである。

4．おわりに

筆者がメディア論に注目した理由のひとつが、メディアに描かれるスポーツあるいはそれを受容する観客のスポーツ観の中に、公式のスポーツ観には収まらない多様なスポーツ観の現われをみるためであった。公共圏に対して親密圏の領域に着目するのも、それと問題意識を共有しているのではないかと感ずる。

つまり非公式の言説の重要性の問題である。

例えば、観客席で、体育館の裏で、コンパの席でつぶやかれる言説、あるいはつぶやかれることすらなくじっとのどの奥に押し込まれる言説に注目すること。その言説が人間関係の質によって現れることを主張するのが「親密圏」論だろう。筆者は言説化しえなかった欲望が、メディアの中に映像として表象される様式を見ようとしていた。

この親密圏がどう公共圏に転化していくのか、それはメディアの中にどう公共圏を形成していくのかという問題と極めて類似した課題であるのではないか。

また、そのような今日的観点から、ファシズム美学に対抗しようとしたプロッホ、ベンヤミン、中井正一などの1930年代の文化論・メディア論を

再読することも要請されてくるのではないか。

<参考文献>

干川剛史『公共圏の社会学』法律文化社、2001年。

齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。

海老原修「地域スポーツのこれまでとこれから」『体育の科学』第50巻第3号、2000年。

菊幸一「「公共圏」としての地域スポーツに関する一考察」『日本体育学会第51回大会 体育社会学専門分科会発表論文集』2000年。

松尾哲矢「公益法人「スポーツ振興事業団」の課題と可能性」『体育の科学』第50巻第3号、2000年。

水上博司「スポーツ振興の自発性と総合型地域スポーツクラブの可能性」『体育の科学』第50巻第3号、2000年。

中野敏男「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』第27巻第5号、1999年。

鬼丸正明「スポーツ社会学と公共性（公共圏）論」『一橋論叢』第124巻第3号、2000年。

作野誠一「コミュニティ型スポーツクラブの形成過程に関する研究」『体育学研究』第45巻第3号、2000年。